



## 事業者の皆さんへ 小針クリーンセンター処理手数料を改定します

彩北広域清掃組合小針クリーンセンターでは、ごみ処理に要する経費を適正にご負担いただくため、4月1日(木)から次のとおり処理手数料を改定します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### ▶処理手数料

取扱区分	単位	新料金	旧料金
事業活動に伴う可燃物	10キログラムにつき	180円	150円

※事業活動に伴う可燃物とは、会社や事業者(内職なども含む)が、事業活動を行う上で発生するごみ(産業廃棄物は含まず)で、家庭から搬出される「燃やせるごみ」と同等の物をいいます。

例:会社などから発生する厨房の生ごみ、焼却が必要な紙類、植木・草など

### ▶問い合わせ 小針クリーンセンター☎ 559-3641



## 家庭で不要になったパソコンを 無料回収します

市では、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

なお、粗大ごみ集積所への排出や粗大ごみ処理場への直接搬入も可能です。

### ▶利用手順

①同社ホームページ (<https://www.renet.jp>) から必要事項を入力して申し込んでください。

※データ消去は有料で同社に依頼するか、ご自身で行ってください。「パソコンのデータ消去について」の選択画面で「ご自身で消去する」を選択すると無料消去ソフトがダウンロードできます。

②パソコンなどを段ボールまたは厚手の紙袋に詰めてください。

※パソコンを梱包する段ボールは各自で用意してください(購入可)。段ボール1箱分(3辺の合計が140センチメートル以内、重さ20キログラム以内)または紙袋1袋分(重さ20キログラム以内)の回収料金が無料になります。

③宅配業者が希望日時(最短翌日)に自宅から回収します。

### ▶問い合わせ 環境課☎ 556-9530

## 行田市駅南口駅前広場再整備工事について

市では、歴史的資源を生かした快適に交流できる空間の確保、中心市街地の魅力を生かした「居心地が良く歩きたくなるまちづくり」の実現を目指す道路整備として、本年度「行田市駅南口駅前広場再整備工事」を実施します。

工事に当たり、1月26日(月)から行田市駅南口ロータリーの通行止め、タクシー・バス乗降場の移動などを伴う交通規制を実施します。

ご利用される方にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



### ▶問い合わせ 道路治水課道路建設担当(内線5713)

## 不法ヤードを防止しましょう ~土地を貸す(売る)場合はご注意を~

「ヤード」とは、自動車などの保管・解体に使われる施設のうち、みだりに人が立ち入ることができないよう柵などが施設の周囲に設けられたものです。

近年は、各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」の存在が全国的に問題となっています。不法ヤードは、盗難車の解体や不正輸出の拠点となるなど犯罪の温床となっている可能性があり、地域の治安を脅かす要因になります。不法ヤードを防止するために、土地を所有する方は土地を貸したり売ったりする際には次のことについて注意しましょう。

### ▶土地賃貸借(売買)契約における注意事項

- 契約時に相手方の本人確認を確実に行う
- 契約時に不法ヤードとして使用される恐れがないか、使用目的をよく確認し書面を残す
- 土地賃貸借契約後は契約者以外の人物や不審な車両が入りしていないか注視する

### ▶問い合わせ 建築開発課開発指導担当☎ 550-1551

## ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、ひとり親家庭などに対する支援を行っています。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん(お子さんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となります。受給資格者や生計を共にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

### ●次のような場合には受給は受けられません

- 父母が婚姻を解消したお子さん
- 父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- 父または母が死亡したお子さん
- 父または母に1年以上遺棄されているお子さん
- 父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- 婚姻によらないで生まれたお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

### ●次のような場合には受給は受けられません

- 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

- 父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む)

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを養育している方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となります。養育者の所得によっては支給されない場合があります。

### ●次のような場合には受給は受けられません

- 申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- お子さんが障害による公的年金を受けることができるとき
- お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

### ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

### ●次のような場合には受給は受けられません

- 父もしくは母、または父母に支給します
- 父もしくは母、または父母の双方が死亡したお子さん
- 父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- 婚姻によらないで生まれたお子さん

### ●次のような場合には受給は受けられません

- 生活保護を受給している世帯
- 保護者の現年度(4~7月分の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている世帯

### ▶問い合わせ 子ども未来課手当・給付担当(内線292・297)

## 病児保育所げんきキッズをご利用ください

病児保育所げんきキッズは、保護者の就労などにより、病気中もしくは病気回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に保護者に代わりお子さんをお預かりする施設です。

### ▶施設名 病児保育所げんきキッズ(小見1401-1 南川げんきクリニック隣)☎ 090-8111-8751

### ▶対象児童 乳幼児～小学6年生

▶保育時間 月～金曜日(祝日、年末年始などの期間を除く)午前8時～午後6時

▶利用料金 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)※別途おやつ代200円

### ▶利用方法

- 事前に「病児・病後児保育利用登録書」を病児保育所げんきキッズに提出して登録をしてください。預ける当日でも登録できます。
- 主治医や小児科医の診察を受けてください。
- 原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来所前に電話連絡をしてください。
- 利用当日に「病児・病後児保育利用申請書」を提出してください。

### ▶利用当日に持参するもの

- ①病児・病後児保育利用申請書
- ②健康保険証
- ③子ども医療費受給資格証
- ④医師の処方した薬(昼1回分)
- ⑤薬の説明書
- ⑥着替え(下着を含む)
- ⑦ハンドタオル2枚
- ⑧ビニール袋2枚
- ⑨昼食(症状に合わせたもの)
- ⑩母子手帳
- ⑪ミルク・哺乳瓶(乳幼児のみ)
- ⑫紙おむつ・おしりふき(乳幼児のみ)
- ⑬非課税証明書(非課税世帯のみ)



### ▶問い合わせ 子ども未来課子ども・子育て担当(内線297)